

譲渡性預金

(平成22年4月30日現在)

* 特色、重要事項、その他	
<p>1. 譲渡性預金 (1) 期限の定めのある預金に譲渡性を持たせた預金です。 譲渡は「指名債権譲渡方式」によります。 (2) 金利が市場実勢に応じて決まる自由金利型預金です。</p> <p>2. 満期日前の解約はできません。 (商品概要「10. 中途解約」参照...解約制限) また、満期日以後の利息は付利(計算)いたしません。 (商品概要「11. その他参考となる事項」参照)</p> <p>3. 譲渡性預金は預金保険制度の保護対象外です。 万一 金融機関が破綻した場合は、破綻金融機関の資産状況に応じて支払われますので、一部減額されることがあります。(くわしくは窓口までお問い合わせください。)</p> <p>4. 取扱規定...「譲渡性預金規定」を適用します。</p>	
* 商品概要	
1. 商品名 (愛称)	・ 譲渡性預金 略称：NCDまたはCD
2. ご利用いただける方	・ 限定しない
3. 期間	・ 1日以上5年以内の期日指定方式 ・ 預入日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日で預金者の指定する日を満期日とします。(休日が満期日となる指定はできません。)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 取扱種類	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位 ・ 証書制に限定
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 証書表面に記載の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払いします。 ・ 中間利払は行いません。 ・ 預入日から満期日の前日までの日数について、1年を365日として日割計算します。(片端入れ計算) <付利単位1円>
7. 手数料	不要です。
8. 税区分	利子課税は一般の預金と同様です。 ・ 個人のお客さま...分離課税(国税15%および地方税5%、合計20%) ・ 法人のお客さま...総合課税(非課税法人の場合は非課税)
9. 付加できる特約事項	・ 元金および経過利息を譲渡できます。(元利金の一部譲渡はできません) ・ 譲渡は指名債権譲渡方式によります。
10. 中途解約	・ 満期日前の解約はできません。
11. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は付利(計算)いたしません。